

香川県立高松支援学校 生徒指導・いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月 1 日
香川県立高松支援学校

掲載

平成 25 年 9 月 28 日施行の「いじめ防止対策推進法」、平成 26 年 3 月 27 日に策定した「香川県いじめ防止基本方針」（平成 29 年 3 月改定）の趣旨に基づいて、本校における「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等の諸問題に対応するための組織を置くこととする。

1 基本方針

- (1) 本校の教育目標の一つである「友達とのかかわりを大切にしながら、豊かな心を育てる」ことを、教育活動全般において推進する。
- (2) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第二条）
- (3) 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視して行う。
- (4) 「いじめ」は、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な悪影響を及ぼすのみならず、教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害である。又、場合によっては、生命や身体にも危険を生じさせる恐れがあるものであり、「いじめは絶対に許されない」という断固とした姿勢で対応にあたる。
- (5) 「いじめはどの学校でもどの児童生徒にも起こりうる」という危機意識を常にもち、学校全体で、教職員一丸となって取り組む。
- (6) 未然防止、早期発見を旨とし、どんな些細な事柄も見逃さず、教職員が情報を共有して組織的に対応する。
- (7) 基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえて、いじめの防止等のための取組の改善を図る。
- (8) 日頃から保護者等、関係機関との連絡を密にし、互いの理解と協力のもとに連携を図る。

2 いじめに関する諸問題に対応する組織

- (1) いじめ防止等の諸問題に対応するため、「生徒指導・いじめ問題対策委員会」（以下、「本委員会」）を設置する。
- (2) 本委員会の委員長は校長とし、委員は次のとおりとする。
教頭、部主事、教務主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、寮務主任、寄宿舎指導員長、養護教諭、生徒指導部生活指導係長、保健部教育相談係、スクールカウンセラー
※実際にいじめ事案が発生した場合は、関係する学年主任、学級担任等も参加する。
- (3) 本委員会は、いじめの防止、早期発見、適切な対応、再発防止等の全てのいじめ問題の対応にあたる。なお協議内容は、児童生徒のプライバシーに留意したうえで全教職員が共有できるようにし、全校を挙げての取組を喚起する。
- (4) 本委員会は、年度始め、前期末、学年末、いじめ事案が発生した時、その他必要な時に開催する。
- (5) 年度末の本委員会において、基本方針や取組について評価と見直しを行う。

3 いじめに関する諸問題への対応

(1) 未然防止

- ①事故防止の観点からも複数の教員で見守りをし、いじめではないかとの疑いをもって、積極的にいじめを認知するよう努める。
- ②学校生活全般を通じて、児童生徒が互いの人格や気持ちを尊重し合うことができる集団作りに努める。
- ③特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者等との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ④小さなけんか等であっても、直後に指導して再発を防ぐとともに、いじめに発展することがないようにする。
- ⑤人権・同和教育学習期間（年間2回、各2週間程度）において、各学級（又はコース）で人権について学習し、さらに、その成果を学校祭の人権展等で発表することで児童生徒の人権意識高揚を図る。
- ⑥あいさつの励行を努力目標に掲げ、児童生徒が互いに良好なコミュニケーションをとることができるように指導する。

(2) 早期発見

- ①上記「(1) 未然防止－①」のとおり、学級担任や授業担当者が常時見守りをし、児童生徒の言動、表情、体調等の変化に細心の注意をはらう。
- ②少しでも兆候を発見した場合には、部朝礼や部会、さらに運営委員会において情報共有、共通理解を図り、対応を協議する。
- ③主としてABコース（準ずる教育課程等）の児童生徒を対象に、アンケート調査を実施する。（年間2回、各学期毎）
- ④寄宿舎入舎生に関しては、寄宿舎指導員と保護者等及び学級担任との間で密に情報交換を行い、人間関係の変化に細心の注意をはらう。
- ⑤リハビリテーションセンター入所生に関しては、定期的にセンターと学校の連絡会等を開催することとあわせて、登下校の引き渡しの際に、センター職員と学級担任との間で密に情報交換を行う。
- ⑥登下校時や家庭訪問、保護者懇談の際に、保護者等との連絡を密にとる。

(3) 適切な対応、再発防止

- ①いじめと認識すべき事案が発生した場合は、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、上記「(2) 早期発見－②」と併せて、速やかに教頭、当該部主事、生徒指導主事に報告し、校長の指示を受けて、「生徒指導・いじめ問題対策委員会」にて協議し、組織的な対応を図る。
- ②部主事や生徒指導部等が中心となり、複数の教員で被害側、加害側の児童生徒双方から聞き取りを行い、発見者や学級担任等の情報とあわせて事実関係を客観的に把握する。
- ③事実関係に基づき、被害側の児童生徒の心理的安定と身体的安全を第一として、適切かつ迅速に対応する。
- ④加害側の児童生徒に対しては、教育的配慮の下、反省と謝罪の気持ちを醸成するための指導を尽くして再発を防ぐ。
- ⑤保護者等に対して十分な説明を行い、理解と協力を得る。
- ⑥必要に応じて、関係機関や心理、福祉等の専門家とも連携する。
- ⑦児童生徒の生命、心身又は財産に重大な危険や被害が生じた疑いがあると認めるとき等、重大事態と判断した場合には、直ちに県教育委員会に報告して指導を仰ぎ、問題解決に向けて適切かつ迅速に対応する。

(4) いじめの解消

加害者が単に謝罪をしたことをもって安易にいじめが解消とする、とはできない。いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月間は継続していること」「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察するよう努める。